

(別添 1)

令和 8 年 8 月 2 6 日

鈴鹿市立小中学校保護者の皆様

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

非常時における幼児児童生徒の登下校（登降園）の指導及び授業（保育）
の実施基準の再改定について（お知らせ）

平素から、本校（園）の教育（保育）活動及び防災対策取組への御理解、御協力を
賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、台風が近づいていなくても、線状降水帯などによって短時間で激しい
大雨が降るケースが増えています。そのため、台風によるものかどうかにかかわらず、
あらゆる大雨警報に対応できるよう、レベル 3 大雨警報における「台風に伴う」とい
う限定を外す見直しを行いました。

つきましては、変更内容を御理解いただき、改めて、非常時の対応について各家庭
でお子様と御確認いただきますよう、お願いいたします。

場面	対象となる警報（変更後）	対応
始業前に発表 （午前 7 時の時点で既に発表 中）	・ 暴風（雪）特別警報 ・ 大雪特別警報 ・ レベル 5 大雨特別警報 ・ レベル 4 大雨危険警報 ・ <u>レベル 3 大雨警報</u> ・ 暴風（雪）警報	授業（保育）中止
始業前に解除 （午前 7 時までに解除済み）	同上	安全確認後、通常どおり実施
始業後に発表 （午前 7 時以降に発表）	同上	中学校区で協議し対応を決定